

看護師による特定行為の包括同意についてのお願い

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める 38 行為となっています。この行為は特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが実践可能な診療の補助行為であり、特定看護師（特定行為看護師）といます。

特定看護師による特定行為を実践するメリットは、常に患者さんのそばにいる看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することです。

特定行為の詳細は、厚生労働省のホームページ下記 URL をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050325.html>

特定行為の実施について

当院では、この研修を修了し、さらに病院から実施することの承認を受けた特定看護師が以下の特定行為を行います。

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	・経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	・気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 ・膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理 （中心静脈カテーテル管理）関連	・中心静脈カテーテルの抜去
創傷管理関連	・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ・創傷に対する陰圧閉鎖療法
動脈血液ガス分析関連	・直接動脈穿刺法による採血 ・橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ・脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	・感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	・インスリンの投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	・持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整

循環動態に係る薬剤投与関連	<ul style="list-style-type: none">・持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整・持続点滴中の降圧剤の投与量の調整・持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整・持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
---------------	--

特定行為実施における同意について

上記にお示した特定行為実施への同意に関しましては、包括同意をもって（この文面によって同意したものとして）、ご了承頂いたものと判断させていただきます。

ご同意頂けない場合は、医師、病棟の看護師長または患者相談窓口までお申し出ください。ご同意頂けない場合であっても、治療および看護上の不利益を被ることはありません。患者さんの個人情報につきましても適切に管理いたします。

特定行為の実践に関するご質問やご意見、ご相談は主治医や看護師、お近くの職員へお気軽にお尋ねください。